

(3) 飼料用イネ・米(専用品種)

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2t/10a) ② 緑肥作物利用技術 ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 飼料用イネ 9.1kg/10a以下 飼料用米 10.5kg/10a以下	飼料用イネ 13.0kg/10a 飼料用米 15.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 温湯種子消毒技術 ② 機械除草技術 ③ 除草用動物利用技術(アイガモ、コイ等) ④ 生物農薬利用技術 ⑤ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑥ 天然物質由来農薬利用技術 ⑦ マルチ栽培技術(紙マルチ等)	化学農薬使用回数(成分数) 飼料用イネ 7回以下 飼料用米 12回以下	飼料用イネ 9回 飼料用米 17回

【その他留意事項】

- 水田の転作として栽培し、飼料用とする。
- 専用品種とは、ホシアオバ、北陸193号、クサノホシ、たちすずか等、飼料向けとして育成された品種を指す。(知事特認品種である「あきだわら」を含む)
- 窒素過剰にならないよう留意し、可能な限り農薬散布回数を減らす。